

阪南市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成 22 年 3 月 12 日 決裁
平成 23 年 1 月 25 日 決裁
平成 26 年 10 月 1 日 決裁
平成 30 年 3 月 26 日 決裁
平成 31 年 3 月 29 日 決裁
令和 7 年 4 月 1 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市域に存する木造住宅の耐震改修を促進し、地震による市内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的として、阪南市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修を実施する者に対し予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阪南市補助金等交付規則（平成 22 年阪南市規則第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅（いずれも混構造含む。）に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断と補強方

法の講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士

イ 社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

ウ その他市長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者

(4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第 2 号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た数値）をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成したもので次に掲げる計画をいう。

ア 耐震診断結果の数値（第 2 号に規定する市長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。）が 1.0 未満の木造住宅について、耐震改修工事後の数値を 1.0 以上まで高める計画。

イ 限界耐力計算（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条の 5 に規定する構造計算をいう。）に準じた木造住宅の耐震診断の場合は、最大応答変形角が 1/15 を超える場合に、耐震改修後の最大応答変形角を 1/15 以下とする計画

ウ 耐震シェルター（木材や鉄骨で作る強固な箱型の空間で、内部の安全を確保できるものに限る。）で国土交通省、都道府県、一般財団法人日本建築防災協会、一般財団法人日本総合試験場又は官民が連携している協議会で確認又は評価を受けたものを住宅内に設置する計画

(6) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事（第 3 号の耐震改修技術者により工事監理が行われたものに限る。）をいう。

（補助対象建築物）

第 3 条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたものを除く。

- (1) 原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けて建築された木造住宅
 - (2) 耐震診断結果の数値が 1.0 未満であるもの
 - (3) 現に居住しているもの又はこれから居住しようとするもの
- 2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていなければならない。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の個人所有者であって、当該建築物に居住している者又はこれから居住しようとする者
- (2) 直近の課税所得金額 5,070,000 円未満の者とする。
- (3) 阪南市の市税に滞納がない者
- (4) 阪南市暴力団排除条例（平成 24 年阪南市条例第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象経費は、耐震改修工事に要する費用（以下「耐震改修工事費」という。）とし、耐震改修工事に必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含むものとする。

(補助金額)

第 6 条 補助金の額は、耐震改修工事費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし 500,000 円（長屋又は共同住宅にあつては、1 戸当たり 500,000 円として算出して得た額）を上限とする。

2 補助対象者の属する世帯の月額所得（世帯員の合計所得金額から地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 2 に規定する障害者控除、寡婦（寡夫）控除額、配偶者控除額及び扶養控除額を差し引いた金額を世

帯で合算し、その金額を12で除して得た額をいう。)が214,000円以下の場合における前項第1号の規定について「500,000円」とあるのは、「750,000円」と読み替えるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ耐震改修計画を策定し、阪南市木造住宅耐震改修事前協議書(様式第1号)に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出し、協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定による協議が整った者のうち、補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を実施する前に、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第2号)に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、阪南市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震改修工事の着手)

第11条 補助決定者は、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第3号)を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修工事に着手

するものとし、着手したときは直ちに阪南市木造住宅耐震改修工事着手届（様式第5号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（耐震改修工事等の変更及び中止）

第12条 補助決定者は、第8条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、阪南市木造住宅耐震改修計画変更承認書兼耐震改修補助金交付変更申請書（様式第6号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは補助決定者に対し、阪南市木造住宅耐震改修計画変更承認通知書兼耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により承認を行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容を変更することができる。

3 補助決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、あらかじめ阪南市木造住宅耐震改修工事中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第9条の補助金の交付決定は、取り消されたものとする。

（中間検査）

第13条 補助決定者は、第9条第1項の規定による決定通知を受けた耐震改修工事が主な耐震補強箇所（内部及び接合部を含む。）が目視確認できる工程に達した日からおおむね4日以内に、阪南市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第9号）に耐震改修技術者による阪南市木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第10号）その他市長が必要があると認める書類を添えて、中間検査を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあった日からおおむね4日以内に、前項の規定により提出された必要書類等により、中間検査を行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、現地での中間検査を行なうこ

とができる。

3 市長は、前項の中間検査の結果、耐震改修工事の内容が適正であると確認したときは、補助決定者に阪南市木造住宅耐震改修工事中間検査合格証（様式第11号）を交付するものとする。

4 市長は、第2項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行わせることができる。

（完了報告）

第14条 補助決定者は、耐震改修工事完了後、阪南市木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第12号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による工事完了報告は、耐震改修工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付申請した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により工事完了の報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第14号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の補助金の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、阪南市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助決定者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、阪南市木造住宅耐震改修補助金返還命令書（様式第16号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第20条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合は、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第21条 補助決定者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成22年3月12日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（補助金の額の特例）

2 平成23年3月18日までに耐震改修工事を完了する予定である補助対象建築物に係る補助金の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、同項の規定を適用して計算した金額に、補助対象経費から同項第1号に規定する額を減じて得た額又は1戸当たり300,000円のうちいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。

附 則（平成23年1月25日決裁）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日決裁）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。